

協議第57号 協定項目22 - 23 都市計画事業の取扱いについて

- 1 都市計画審議会については、合併後、速やかに再編する。
- 2 都市計画マスタープランについては、合併後、速やかに再編する。

協議第58号 協定項目22 - 25 下水道事業等の取扱いについて

- 1 浄化槽市町村整備推進事業計画については、事業区域を新町に引き継ぎ、合併時に再編する。
- 2 浄化槽市町村整備推進事業施設使用料及び分担金については、現行のとおりとする。
- 3 浄化槽市町村整備推進事業推進補助制度については、合併時に再編する。

協議第59号 新町建設計画案について

新町建設計画案については、次回に継続協議となりました。

< 新町建設計画策定方針 >

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)第5条の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会において策定する新町建設計画については、次に掲げる策定方針により取り組むものとする。

1 計画の趣旨

新町建設計画は、都幾川村及び玉川村が合併し誕生する新町のまちづくりの基本方針を定め、これに基づく計画を策定し、その実現により、2村の速やかな一体性の確立と住民福祉の向上を図るとともに、新町の均衡ある発展をめざすものである。

2 計画の内容

新町建設計画は、次の4項目を中心に構成するものとする。

新町のまちづくりの基本方針

新町または県が実施する新町のまちづくりの根幹となるべき事業

公共的施設の統合整備

新町の財政計画

3 計画の期間

新町建設計画期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度とする。

4 住民意向の反映

新町建設計画の策定にあたっては、比企地域3町3村合併協議会において実施したアンケートと現在の2村の総合振興計画、また、平成16年10月18日に全戸配布した2村合併に関するアンケート、さらには、協議会だよりやホームページなどの広報広聴事業により、住民の声を計画の中に反映するよう努めるものとする。